

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-501539(P2005-501539A)

【公表日】平成17年1月20日(2005.1.20)

【年通号数】公開・登録公報2005-003

【出願番号】特願2003-524344(P2003-524344)

【国際特許分類】

A 01 K 13/00 (2006.01)

A 01 M 1/20 (2006.01)

A 01 M 29/00 (2006.01)

【F I】

A 01 K 13/00 C

A 01 M 1/20 A

A 01 M 29/00 R

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月23日(2005.8.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クマホスおよびダイアジノンの混合物、ポリ塩化ビニル並びに可塑剤から形成された成形品を含み、約4ヶ月までの期間で虫制御剤を有効に放出する、動物に取り付けるための虫制御装置。

【請求項2】

クマホスおよびダイアジノンが、装置総量の約10～約60質量%の量で存在する請求項1に記載の装置。

【請求項3】

成形品が、耳のタグの形態である請求項1または2に記載の装置。

【請求項4】

クマホスが、装置総量の約3～約30質量%の量で存在する請求項2に記載の装置。

【請求項5】

ダイアジノンが、装置総量の約10～約30質量%の量で存在する請求項2に記載の装置。

【請求項6】

クマホスが装置総量の約3～約30質量%の量で存在し、ダイアジノンが約10～約30質量%の量で存在し、ポリ塩化ビニルが約30～約70質量%の量で存在し、可塑剤が0～約30質量%で存在する請求項1に記載の装置。

【請求項7】

成形品が、耳のタグの形態である請求項6に記載の装置。